

『平均功績倍率1.5倍棄却 — 転納税者敗訴—東京高裁』

東京高裁はこのほど、役員退職給与の損金算入を巡り昨年10月に出された東京地裁判決の納税者勝訴部分を取り消し、納税者側の訴えを全面的に退けた。

地裁は、課税庁の調査による同業類似法人の平均功績倍率を1.5倍した倍率で算定した額までは法人税法34条2項の「不相当に高額な部分」に当たらないとしていた。理由としては、1)一定の適格性が確保されている同業類似法人の中に、平均功績倍率を上回る倍率で同給与を支給した法人がある、2)納税者には同業類似法人の同給与の支給状況を厳密に調査することが期待できない、の主に2点。それに対して高裁は、同業類似法人の抽出が合理的に行われる限り、本事案の同給与相当額の算定に

は平均功績倍率法が法令の趣旨に「最も合致」するとした。そして、1)について「平均功績倍率により判断するのは現に対象となっている法人の退職給与額の相当性であり、同判断の資料となった類似法人の退職給与額の相当性ではない」「平均功績倍率法は、同業類似法人間に通常存在する所要素の差異や個々の特殊性を捨象し平準化された数値を出すことに意義がある」と指摘。平均功績倍率3.26までが相当でそれを上回る部分を不相当に高額な部分だと認定し、課税庁の処分を適法と認めた。



裁判所

『中小企業の景況感悪化 人手不足に危機感も次期期待』

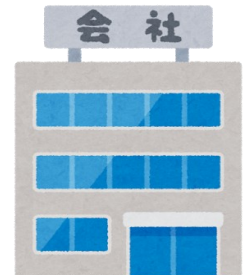
2018年1月～3月期における中小企業業況判断指数が悪化している。中小企業家同友会全国協議会調査によると、業況判断指数DI(好転→悪化割合)は13→3の10ポイント悪化。業況水準DI(良い→悪い割合)も18→10と同様に悪化している。業種別にみると、建築業は13→△1、製造業15→4、流通・商業は8→2、サービス業は20→6と、全業種にわたって下がっている。

売上高DI(増加→悪化割合)が13→4、経常利益DIは11→△1と12ポイント悪化した。逆に仕入単価DIは6ポイント上昇、客単価DIは微減となっている。設備投資実施割合においては顕著な変化は見られず、躊躇している企業が少なくないようだ。

人手の過不足感DIは△47%→△48%と不足感が高い水準で増加しており、経営上の問題点としても、「従業員の不足」が40%、「人件費の増加」が32%と、雇用関連の問題の指摘が目立っている。業種別ではサービス業が51%、建設業49%と不足感の上位を占める。

ただし、次期(2018年4月→6月期)は業況判断DIが3→8、業況水準DIは10→12と今期の悪化からの好転を表している。

出典元:日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます



21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com